

長松日扇における教化活動の一研究

——曼荼羅本尊授与を視点として——

武 田 悟 一

一、はじめに

長松日扇（清風）（一八一七—九〇）は、安政四（一八五七）年一月一二日、京都新町蛸薬師南の百足屋町（京都市中京区）に構える引染職千切屋・谷川浅七郎の居宅において、数名の在家者を集めて「華洛本門佛立講」を開講している。この開講に参集したのは、講元に就いた谷川浅七郎、浅七郎の妻である谷川しま、浅七郎の営む千切屋手代の宗助、三文字屋長兵衛の母ひさなどの人物とされている。このように、日扇が主導者としての第一歩となる「華洛本門佛立講」の開講は、出家の僧侶を中核としない在家者を主体とする信仰共同体であり、社会的には慶林坊日隆（一三八五—一四六四）を門祖と仰ぐ八品門流の在家講として活動を開始していることは明らかである。¹⁾

では、日扇が僧侶を介在させない在家講の主導者として出発するとき、どのような宗教的自覚を有していたのか、問わねばならないであろう。そのことを少しくたずねてみると、当時の八品門流において教学論争が興起していたことと有機的に連関していることが確認できる。すなわち、法華経信仰における成仏論をめぐる、京都本能寺・尼崎本興寺の両本山とその末寺が支持する皆成派と、京都の本山妙蓮寺とその末寺が支持する久遠派とに分裂して教学の諍論がなされている。これが皆久論争（三途成不論争）である。

日扇のこの論争における教学上の立脚点は、題目下種による人間界の即身成仏を主張する久遠派教学の立場を継承するものであった。しかも日扇は、久遠派論者の巨頭として、皆成派が主張する閻法下種による十界皆成説、地獄界・

餓鬼界・畜生界の三途即成説に対して峻烈な批判を加えている。しかも、日扇の皆成派に対する批判は、当時の出家者を中心とする教団の寺院と檀徒との関係や、その教団を構成している出家者たちの信仰のあり方、あるいは僧堂生活のあり方、さらには出家者たちが継承している伝統的な教学に対しても痛烈な批判となって展開していることが知られる。²⁾

このように、日扇における出家者と中心とする八品門流に対しての批判には、弘教活動の根底にある強い宗教的自覚が存しているように考えられる。すなわち日扇は、久遠の本師である釈尊の限りなく衆生教化の救済性を、末法において法華経の教法に絶対随順することにあると表明されている日蓮聖人（一二二二—八二二）、門祖日隆に継承され、それに自己もその法脈に連なるものとしての信念が存していたと考えられる。しかも日扇は「華洛本門佛立講」こそ、八品門流を継承する唯一の正統教団であり、十界皆成を主張する皆成派の本能寺・本興寺の両本山とその末寺をはじめとする出家教団は、法華経、日蓮聖人遺文、日隆の聖教を明鏡にかけたとしても、教団を担うことはできないと断じているのである。³⁾

ところで弘化二（一八四五）年、日扇二九歳の八品門流への入信から、安政四年の「華洛本門佛立講」開講を経て、明治二三（一八九〇）年の日扇死去に至る四六年にわたる教化活動に注目してみると、信徒が日常の信行において根本尊崇すべき本尊、信仰のあかしとする曼荼羅本尊を、日扇みずから染筆し、信徒に授与している行為を見逃せない。すなわち、日蓮聖人によって顕現された久遠の本仏と久遠の弟子との宗教的感応道交の世界を文字によって具象化されている曼荼羅本尊、換言すれば南無妙法蓮華経の題目を中心とした世界を、末代凡夫における唯一の救いであるという宗教的自覚のもと、日扇はみずから書写し、信徒に授与しているのである。

この日扇によって染筆された曼荼羅本尊の存在については、昭和三二（一九五七）年に四九点を収録している、清風寺教務部編『御本尊鑑』と、平成七年（一九九五）に八八一点を収録している、御牧日勤他編『佛立開導日扇聖人御本尊集』との刊行によって、その全容が明らかにされるに至った。さらに、筆者の調査によってあらたに確認できた曼荼羅本尊一点もある。この業績にもとづいて曼荼羅本尊を検討することによって、日扇の教化活動を究明する

手がかりになると考えられる。

換言すれば、曼荼羅本尊に認められている南無妙法蓮華経を中心に諸仏・諸菩薩・諸天善神の座配や、法華経の讃文、あるいは本門八品教学に基づく要文、さらには日扇の自署や曼荼羅本尊を授与した信徒名など、曼荼羅本尊に表記されていることを検証することによって、日扇と曼荼羅本尊を授与された信徒との教導が鮮明になるのではあるまいか。そこで、曼荼羅本尊の授与という視点に注目してみると、つぎの三点について検討の必要があると考える。

第一には、そもそも日扇が曼荼羅本尊を染筆するにあたって、その書写の方法を誰から教授されたのかということである。

第二には、日扇が曼荼羅本尊を染筆し信徒に授与していた時期は在家者としての時期と、あるいは出家者としての時期との両方あった。しかも、出家者としての時期においては、僧階が「沙弥」であった^①。そのような身分において、なぜに本尊を染筆し信徒に授与することが可能であったのかと考えるとき、「華洛本門佛立講」が所属する、あるいは日扇が出家者としてその末席に帰属している八品門流の本山とその末寺に許された行為なのかということである。

第三には、『御本尊鑑』と『佛立開導日扇聖人御本尊集』とは、日扇の曼荼羅本尊を検証するうえでの基本資料となる。しかし『佛立開導日扇聖人御本尊集』に収録されている本尊の解説、すなわち一点一点にわたる内容の研究は、全八八一点のうち、一三一点が解説されているのみで、残りの七五〇点のうち六三四点については、①本尊の写真②染筆年月日③授与者名④法量⑤所蔵の五項目しか知られず、また一一六点は⑦染筆年月日⑧授与者名⑨装丁⑩法量⑪摘要⑬所蔵の六項目のみしか明らかにされていない。そこで、七五〇点の曼荼羅本尊と、新たに確認できた一一一点の本尊の解説を行なったうえで、形態を整理する必要があること、等が問題となる。

このように、日扇における曼荼羅本尊授与の視点には、本尊染筆の面と、授与行為の面と、曼荼羅本尊形態の整理の面とを確認するとき、一には出家時代において本尊書写の師授があったこと、二には本山から日扇に対して圧力の事実があること、三には日扇によって染筆されている曼荼羅本尊の形態の分類・整理を行い検討する必要があることが確認できる。

そこで本稿では、日扇の四六年にわたる教化活動に視点を置き、管見の限りではあるが、一には、曼荼羅本尊染筆の師授の事実を確認し、二には、染筆および授与する行為に對して本山からの圧力の事実を確認し、三には、日扇が信徒に對して授与している曼荼羅本尊の基本資料を概観した上で、曼荼羅本尊の形態を整理分類し、それぞれの種類にみられる特質について検討を試みたい。

二、曼荼羅本尊染筆の師授について

そもそも日扇が、曼荼羅本尊を書写しているということは、誰人からその書写の手ほどきを習っているのか、ということについて検討の必要があろう。では、それは誰なのであるうか。このような問いを設けてみると、日扇は安政四年「華洛本門佛立講」開講の九年前にあたる嘉永元（一八四八）年、淡路国津井（現在の兵庫県南あわじ市）の隆泉寺住職心光院日耀（一八一〇—一六三）より師授を受けていることが確認できる。すなわち日扇は、この年の四月二八日、日耀に就いて念願であった出家を果たした。日扇は師僧の日耀から「無貪」の僧名をもらい、新発意として隆泉寺においての仏祖三宝と師僧への給仕と、厳しい修行生活の日々を過ごしていたのである。そして一定の修行期間を経た後、八品門流の本山である尼崎本興寺への入寺昇堂と、さらに同寺に開設されている檀林へ入檀する準備を整えていたのであった。³⁾

ところで、日扇は六一歳の明治一四（一八八一）年頃に執筆したとされる『毎講常談尊義抄』につぎのように記している。

「清風淡州隆泉教寺ニテ 吾師耀尊ノ御モトニ仕ヘシ折 御本尊拝写ノ師授ヲウク。師仰ニ曰 像師隆師ノ御本尊ニハ 御自分ノ御名花押ハ首題ノ下傍ラニヨセテ チイサニ遊シタリ 尔有ベキ事也 此事コ、口得又近來ノ諸山ノ貫首ノ拝写セラレタルハ 首題ノ下ニ大イニ牛ノ臥タルガ如ク 己ガ名ト花押トヲカケリ 甚以テ無礼輕蔑慢心ノ至リ也 祖師ハ本地上行薩埵塔中直授ノ一大秘（法）ナル故ニ上行御手取りノ要法其下ニ大イニモ小ニモ遊ス事ハ御自マ、ノ事也 弟子ノ身トシテ。首題ヲ我物ガホニ我撰ミタルガ如クニ謹テ写シ奉ルトモナク 大

イニカケルハ師ノ物ヲ我物ニスルニ非ズヤ。ワガ物ニスルハ盗ミタル也。」

この文によれば、日扇は隆泉寺において師僧の日耀から曼荼羅本尊の書写の指南を受けたというのである。その内容とは、自署に用いる花押の書き方について、四条門流の祖日像（一二六九—一三四二）、日隆が記しているような書き方をするよう心得なくてはならない。近頃の本山の貫首が染筆した曼荼羅本尊の自署と花押は、題目の下にあたかも牛がうつぶしているような書き方をしているというのである。この書き方は、非常に失礼であり、日蓮聖人や先師方をさげすむ慢心の至りである。謹んで曼荼羅本尊を写し奉るといふ心得を忘れていかにも自分のものとして染筆してはならない、などであったという。

この文は、開講後三〇年以上経た後の披瀝であるが、ここにおいて注目すべきことは、日扇は出家して間もない時期に、曼荼羅本尊の書写を日耀から教授されていることである。資料からは、どのような形態の曼荼羅本尊の師授であったのかについては具体的には明示されていないが、自署と花押の書き方、曼荼羅本尊書写のありかたについて教授を受けていることから、日扇が曼荼羅本尊を染筆するうえでの手ほどきを受けているとみて妥当であろう。

三、曼荼羅本尊染筆・授与に対する本山からの圧力

このように、日扇が師僧の日耀から曼荼羅本尊の染筆の師授を受けていることが確認できた。では、あらためて曼荼羅本尊の染筆と、信者への授与という行為について注目してみると、八品門流の京都本能寺と尼崎本興寺の両本山から、日扇に対して二度にわたり本尊染筆と授与の禁止を決定し、日扇に対して圧力を加えていることを『本能寺史料』から確認できる。すなわち、一度目は、開講後二年目の安政六（一八五九）年一〇月、二度目は、開講後一年目の慶応四（一八六八）年八月である。そこで、以下本山からの圧力について検証してみたい。

（一）安政六年の圧力

安政四年の「華洛本門佛立講」開講後、日扇の教化活動は、京都市中を中心に展開をしていくことになる。翌安政

五（一八五八）年八月、京都と近江国（滋賀県）との境に位置する大津追分（現在の津市）に住する小野山勘兵衛が重病を縁に入信し、大津方面の布教が展開することになる。いっぽうでは日扇は、「華洛本門佛立講」蔵版による『八品門流要品和訓』を法華宗門書堂平樂寺から刊行し、一〇月には法華経信仰者における信行の心得を論じた著書『菩提の直路』を平樂寺から出版している。⁸⁾

さらにこの年、日扇の師僧である心光院日耀が、本山妙蓮寺末の宥清寺第三六世住職として入寺が決定した。しかし宥清寺の境内は、荒廃して居住できる状況ではなかった。そこで日扇は、「華洛本門佛立講」が主体となって宥清寺の修復を実施している。⁹⁾

翌安政六年八月には、大津の小野山勘兵衛を講元とした「大津本門佛立講」が開講している。このように日扇が主導する「華洛本門佛立講」は、開講からわずか二年半の間において、教勢は京都市中をはじめ大津に拡大し、講独自の経本発行や日扇著書の刊行、あるいは宥清寺修復事業等を財政的に支援するなど、日扇の「華洛本門佛立講」の弘教活動が展開している。しかも日扇は、新たに「華洛本門佛立講」に入信した信徒に対し、自筆の曼荼羅本尊あるいは、染筆した曼荼羅本尊を木版等に刻って刷られたものを授与している。この八品門流の一在家講に対して、同年十月本能寺と本興寺の両本山は、日扇に請書を提出させているのである。その内容はつぎのようである。

「 奉差上置候御請書之事

一、菩提直路之板木今般御差支二付、御寺号へ被召上候事

一、三途不成之義、堅不可談候事

一、十界勸請之御本尊、誰人二被頼候共、拜写之不可遣候事

右三箇条、此度御寺号從御役者於御月番席被仰付候条、謹承知仕候、向後右等之儀共急度相守、決而違背不可仕候、為其御請書、仍如件

安政六年己未十月廿一日

大路西風（花押）

本能寺

御役者衆中

本興寺

御役者衆中⁽¹⁰⁾

この史料からは、一には、自著『菩提の直路』板木の召上、二には、三途不成仏説の禁止、三にはの本尊染筆と授与の禁止である。そして、この三箇条を受諾し、署名花押を添えて提出していることが確認できる。

このように、本能寺本興寺の両本山から圧力を受けた日扇ではあるが、その後も弘教活動は展開し「華洛本門佛立講」はさらに発展したのである。

(二) 慶応四年の圧力

慶応四年七月二十九日、日扇は天津の諸宗の訴えにより切支丹の徒であるとして、山城国と近江国の境界において捕縛され、三条新地牢屋敷(六角獄舎)の切支丹牢に投ずることになった。さらには、日扇の弟子や「天津本門佛立講」の幹部、「華洛本門佛立講」の幹部たちも検挙し投獄され、あるいは、召喚のうえ町預けとなった。いわゆる天津法難である。しかし、日扇は八月四日には、無罪放免となり、京都府知事長谷信篤(一八一八—一九〇二)より出家を公許され「京都府御免出家」の鑑札を受けたのである。続いて、釈放の手続きの上、再出家することになったのである。ここで、本能寺は、日扇の出家を受け入れる条件として、貫首の日憲に対し誓詞を日扇に提出させている。その内容はつぎのようである。

「捨邪帰正之事

一、三途不成仏之新義堅申間敷候事

一、向後御本尊書写仕間敷、是迄書写仕候分者御本寺へ差上可申候事

一、是迄得心違著述仕候三途成不決断抄等重々奉恐入候事

一、出家已後御山命ハ勿論、師命相背申間敷候事

一、向後於講内自讚毀他、別而異流ケ間敷事仕間敷候事

右之条々堅相守、若違犯有之候時者蒙本門三宝之御罰、儘未來際墮在無間、謹而誓狀如件

慶応四年戊辰八月

清風（花押）

本能寺御山主

日意上人

御許⁽¹²⁾

この史料からは、三途不成説の禁止、曼荼羅本尊染筆の禁止と既存の本尊の提出、日扇が以前に著した『三途不成決断抄』は考え違いであること、出家後は本山の命令はもちろんのこと、師僧からの命令に対しても背かないこと、「華洛本門佛立講」以外の門流教団に対して批判しないこと、五箇条を誓約させていることが確認できる。

このように、本能寺と本興寺の両本山あるいは本能寺の貫首に対して日扇は二度にわたって誓約書を認めて提出していることが知られる。つまり在家者である日扇が本尊を染筆し、それを信徒に授与する行為は、本山は許さなかった。しかも過去に染筆した本尊も本山へ提出させ、しかも日扇が継承してきた教学や教化活動に対しても圧力をかけていることが確認できる。けれども、日扇はそのような圧力に屈することはなかった。その証左として、安政六年の圧力の八年後にあたる元治元（一八六四）年には曼荼羅本尊の授与がみられ、また慶応四年の圧力には、その二ヶ月後の明治元年十月に本尊の授与がなされていることから、理解できよう。

四、日扇筆曼荼羅本尊資料の概観

冒頭において指摘しているように今日、日扇によって染筆された曼荼羅本尊は、管見の限り八九二点確認することができる。そのうちの八八一点は『御本尊鑑』と『佛立開導日扇聖人御本尊集』に収録され、残りの二一点は筆者の調査によって確認できた本尊である。そこで、まずは曼荼羅本尊の基本資料について概観しておきたい。

(一) 『御本尊鑑』

そもそも日扇の曼荼羅本尊を写真撮影して保存するという作業は、既に昭和初期頃になされてお¹³り、その後アルバム形式で本尊集が発行されたこともあったようである。そのような経緯を経て一つの書籍にまとめられたものが、昭和三三（一九五八）年、大阪市北区に所在する清風寺教務部によって編纂されたものが本書である。本書は、A五版の大きさで、総頁数は一〇二頁になる。

本書の構成は、三頁には目次を兼ねた「凡例」が記されている。そして四頁からは「広式御本尊」・二〇頁からは「略式御本尊」・四〇頁からは「要式御本尊」のカテゴリーに分類した本尊が順に掲載されている。その体裁は、見開きの右側には染筆年月日、様式、縁由について記され、左側に曼荼羅本尊の写真が掲載されている。その収録数は、広式御本尊が八点、略式御本尊が一〇点、要式御本尊が三一点の計四九点にのぼる。また、奥書には「発願主 西村現淳」「編纂 清風寺教務部」「発行所 清風寺開筵式奉修局」と記され、「開筵式記念品」とあることから、同寺の本堂落慶式に参列した僧俗に記念品として配付されたものと知られる。

(二) 『佛立開導日扇聖人御本尊集』

『御本尊鑑』の刊行後、日扇の曼荼羅本尊を収録した本尊集刊行の計画は何度か立案されたという。しかし、その実現は本書の刊行まで待たねばならなかったようである。たとえば、『御本尊鑑』刊行の前年にあたる昭和三二（一九五七）年、『日扇聖人全集』第一巻が刊行されているが、その例言には「御本尊類」を所定の巻に収録することになっている。¹⁵ この「御本尊類」にあたるものが平成七（一九九五）年に刊行されている御牧日勤他編『佛立開導日扇聖人御本尊集』といえよう。

本書は平成元（一九八九）年日扇の第百遠忌記念事業として、翌二（一九九〇）年より五年の歳月を経て刊行されている。その体裁は、A三版の大きさで、総頁数は四三八頁になり、本の厚さは三・五センチになる。

収録されている曼荼羅本尊は、嘉永二（一八四九）年日扇三三歳の時、西行庵にて一百日の加行が成満した後、勤行箱に染筆したのを皮切りに、七四歳を迎えた明治二三（一八九〇）年六月遷化の一ヶ月前、神戸の教実組講長滑川勘三郎に授与し、神戸親会場に掲げた本尊を最後に、計八八一点が収録されている。また、九山日印氏によれば、調査収集の対象地域は本門佛立宗の全国寺院教会に依頼し、その結果本山宥清寺をはじめ全国一二ヶ寺四別院、佛立教育専門学校、さらに全国の信徒が格護している曼荼羅本尊を収録している。¹⁶⁾

本書の構成は、第一部図版、第二部図版、参考の部、記録の部の計四部に分けられている。その分類の基準はつぎのようである。

第一部図版は、曼荼羅本尊全体として特に日扇の事蹟や本門佛立宗にとって由緒のあるもの、各年代において美麗なもの、讃文・要文等に特色がみられるもの、日扇の自署に変化のあるもの等を選定した計一二一点を収録している。この部の掲載の体裁は、両面二頁を使用して、右側には曼荼羅本尊のカラー写真を、左側には本尊の座配を記した図が掲載されている。¹⁷⁾

第二部図版は、曼荼羅本尊が編年体に収録されているのが特長である。染筆日の記載がない本尊は、その該当する年代の最後に掲載している。その収録数は七三七点である。この図版の内容は、印刷（木版刷り、石版刷り等）及び模刻された本尊、さらに大阪府守口市義天寺所蔵の銀板写真に撮影されている曼荼羅本尊のうち、今日真蹟が見当たらない本尊は、当時撮影された銀板写真を掲載している。この部の掲載の体裁は、一頁に六点左右つ曼荼羅本尊のカラー写真が掲載されていて、第一部図版に収録されている曼荼羅本尊も重複している。また、本尊座配を記した図説はなく、染筆日、授与者名、法量、備考、所蔵の計五点のみ掲載が知られる。¹⁸⁾

参考の部図版は、第一部図版、第二部図版とは違う枠で掲載した本尊類として収録されている。すなわち日扇は、日常の礼拝の対象としての曼荼羅本尊を染筆したのみならず、たとえば曼荼羅本尊の世界を絵画によって顕現した絵曼荼羅、あるいは日蓮聖人涅槃図の本尊、祖師像、過去帳、袈裟、棟札等に認めている。その数二八点が収録されている。¹⁹⁾

記録の部は、曼荼羅本尊格護の報告を受けながらも、写真撮影あるいは収集が出来なかったもの、あるいは編集者の判断によって掲載を見合わせた本尊で、一六六点記録されている。その記録は表に記されていて、①番号、②染筆年月日、③護持者名、④形体（装丁）、⑤法量、⑥摘要、⑦現在所蔵、⑧所属寺院の計八項目の構成となっている。しかし、写真の掲載がないため、本尊の書体や諸尊の座配、讃文・要文の位置、日扇の自署、授与者の書式の表記については知られない。²⁰⁾

以上、日扇の曼荼羅本尊を書籍として刊行されている『御本尊鑑』と『佛立開導日扇聖人御本尊集』について概観した。では、これらの資料に掲載されている八八一点と、筆者発見分の一一点の計八九二点を形態別に分類し、以下検討してみたい。

五、本尊授与にみる形態についての検討

そもそも、日蓮聖人をはじめとする先師先哲の曼荼羅本尊における形態の分類は、どのような方法でされてきたのであろうか。²¹⁾あるいは、日扇は曼荼羅本尊形態の分類について、どのように認識していたのであろうか。この点について日扇は、明治一五（一八八二）年六月に執筆している『一帖抄拝見』においてつぎのような指摘がみられる。

「サレバ御本尊ニモ廣略要アリ。此廣略モ要法五字ガ家ノ廣略也。其ノ廣ノ本尊トハ物帰命ノ曼荼羅也。略ハ。
○當家ノ廣略ト云ハ、能開法五字ノ中ノ廣略也、其中ニテ猶ヲ要ヲ好ムト、教ヘ給ヘリ
二佛四菩薩等也。要ハ一遍首題也。日像聖人ニハ。廣多シ。隆師ニハ略要ノミ。宗祖ニハ。廣略要アリ。其中ニ略要多シ。」²²⁾

この文によれば、日扇は日蓮聖人をはじめ日像・日隆の曼荼羅本尊の形態を事例として「広・略・要」を用いて諸尊菩薩等の座配を中心に、その形態を分類するという認識が知られる。

さらに、日扇が染筆した曼荼羅本尊の形態についての先行研究を確認してみると、管見の限りであるが、泉日恒氏²³⁾、局照忍氏²⁴⁾の論稿がある。以下確認してみたい。

まず、泉氏は『御本尊鑑』に掲載されている曼荼羅本尊をもとに、広式御本尊八幅、略式御本尊一〇幅のうちの八

幅、要式御本尊三一幅のうちの九幅を検討の対象として考察されている。その結果、日扇の曼荼羅本尊の染筆は、安政四年の「華落本門佛立講」開講から明治二三年頃まで三四年に涉っていること、本尊の形態は、広式は安政から明治初年に留まり、略式は安政から明治七年頃に絶え、要式は明治開化の初年から日扇遷化まで継続していること、日扇の本尊は広から略へ、略より要への移行が考えられ、「三箇之中一大秘法、本門肝心上行所伝」の脇書をもって帰結しているとの指摘がなされている。

つぎに、局氏は「開導聖人の御本尊の諸様式」という項目において、『佛立開導日扇聖人御本尊集』に掲載されている七三七点を検討されている。その結果、日扇が最初に本尊を認めたのは安政四年一月二二日であるとし、開講後、広・略・要の形態を染筆していること、形態が大きく変化したとみられるのが明治一〇年以降であること、またこの頃から初めて本尊脇書に「三箇之中一大秘法、本門八品上行所伝」と書かれていること等の指摘がなされている。

いま、泉・局両氏の研究を確認した。両氏の共通するところは、日扇の本尊の形態を時代的推移の中において広式から略式、そして要式へと変遷がみられるということ、要式においては「三箇之中一大秘法」と「本門八品上行所伝」あるいは「本門肝心上行所伝」との脇書にその特色があると指摘されている。すなわち、中央の南無妙法蓮華経を中心に十界の聖衆が図顕されている広式から、十界の聖衆の一部を省略した略式、さらには十界の聖衆を図顕しない南無妙法蓮華経の一遍首題に脇書を記す形態へと展開しているというのである。この点については異論はないが、一方においては問題点も存していることがわかる。まず泉氏の見解は、『御本尊鑑』四九点の本尊からの考察であって、今日『佛立開導日扇聖人御本尊集』の刊行によって八四三点も増加していることから、あらためて形態の確認作業が必要がある。つぎに局氏は、日扇の曼荼羅本尊染筆の最初は安政四年一月二二日としているが、『佛立開導日扇聖人御本尊集』を確認する限り、その上限は嘉永二年と見るのが妥当であろう。また、形態については詳細な検討がまだなされていないようであり、この点においても検討の余地があると考ええる。

このように、先行研究を確認し『佛立開導日扇聖人御本尊集』を確認してみると、あらためて形態についての検討が必要と考えられる。そこで、試みに『佛立開導日扇聖人御本尊集』全八八一点と、新加の二一点を含めた計八九二

点を考察の対象として分類をしてみると、左記の五系列に分類できる。

- A 十界大曼荼羅 八〇点
- B 略十界曼荼羅 三三二点
- C 一遍首題本尊 四一七点
- D その他 八点
- E 未収録本尊 六五点

まず、Aの十界大曼荼羅は、総帰命式、四聖帰命式を中心とする十界、四聖の中の声聞界・縁覚界の一部欠いているものである。

ついで、Bの略十界曼荼羅は、四聖の中の声聞界・縁覚界を欠いた座配、あるいは諸尊の名称を総称して記しているもの、十界の一部を省略したものである。

Cの一遍首題本尊は、中尊の「南無妙法蓮華経」を中心に、法華経本門八品教学にもとづく要文を記しているものである。

Dのその他とは、A十界大曼荼羅、B略十界曼荼羅、C一遍首題本尊のカテゴリーに該当しない本尊である。

Eの未収録本尊とは、前述のとおり『佛立開導日扇聖人御本尊集』の「記録の部」にあたるが、「摘要」覧においてどの形態に該当しているかの表記がなく、分類することができないものである。

以上の五系列をさらに細分化する基準として、日扇の染筆本尊で特徴としてある中尊の「南無妙法蓮華経」の書体を中心に細分を試みている。すなわち、日扇の本尊には、中尊の題目の書体を光明点による筆法が存している一方で、楷書体・行書体・草書体の書風も見られるのが日扇の曼荼羅本尊の特長といえる。たとえば、日蓮聖人によって図顕された大曼荼羅の中尊の題目は、いわゆる「光明点」と呼称されているように「南無妙法蓮華経」七字のうち、「法」の文字以外の六文字の筆端はすべて偏や画を四方に長くはね伸ばしている筆法である。この書体は、勢いよく髭のように延ばして書くところから「髭題目」とも称されている。これは、題目の光明が、宇宙のはてまで輝きわたって、

森羅万象すべてのものにおおひなる恵みを与えるという法華經の心を表し、末法の世を照らし続けているさまをあらわしたという。⁽²⁶⁾この聖人の特異な筆法である「光明点」は聖人滅後、先師方によって継承されている。もちろん、日扇の曼荼羅本尊においても「光明点」の筆法によって染筆されているが、一方においては「光明点」にとらわれない、楷書体・行書体あるいは草書体による「南無妙法蓮華經」が多数存することも見逃せない。そこで、以下はその特徴を検討してみたい。なお、Eの「未収録本尊」は今後の課題としたい。

(一) A 十界大曼荼羅

十界大曼荼羅は、表記の如く十界の聖衆が座配しているものである。この形態の曼荼羅本尊染筆の時期は、安政四年(一八六四)年(一八六五)年(一八六六)年(一八六九)年(一八七〇)年(一八七四)年(一八七八)年となり、「華洛本門佛立講」開講後の日扇の教化活動のほぼ全期間にわたって染筆していることが確認できる。その数は八〇点確認でき、全体の九・〇%であることがわかる。

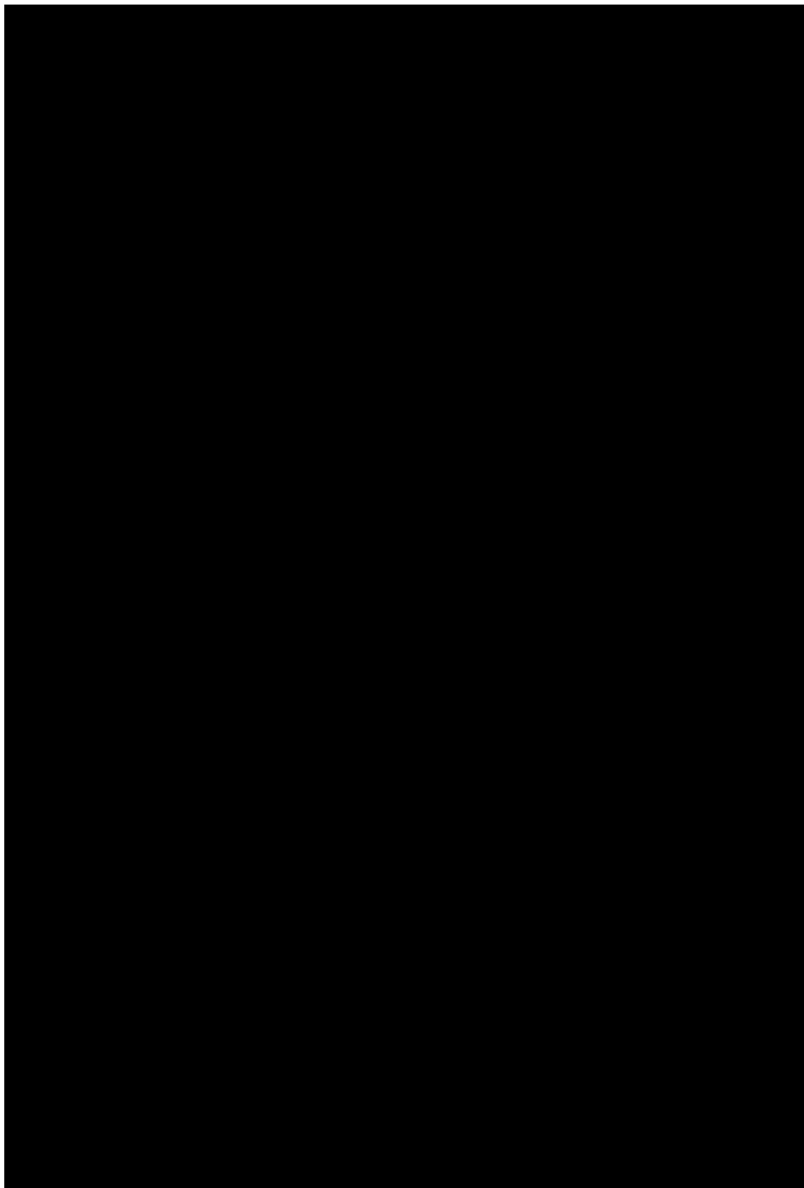
この形態をさらに細分化してみると四形態に分類することができる。以下確認してみたい。

(イ) A-1

この形態においては、首題の筆法は光明点であること。諸尊の座配は、声聞・縁覚の二乗、菩薩・仏の四聖界に「南無」を冠した帰命式、さらに、地獄界・餓鬼界・畜生界・修羅界・人間界・天上界の六道の代表的な列衆が座配している。この形態の曼荼羅本尊を染筆している期間は、安政四年の夏から明治二年七月一九日の一〇年間であり、期間が短いこと、その数は一二点確認でき、全体の一・三%、A形態の一五%であることがわかる。この形態の一例として安政五年六月に染筆している番号二七本尊を確認してみよう【写真一】⁽²⁷⁾。

この本尊の法量は縦一七五・〇cm、横一一七・〇cmと、かなり大きなものであることがわかる。日扇はこの曼荼羅の右上外側に讚文として

【写真一】安政五（一八五八）年六月（圓妙寺御牧家蔵）



「諸宗頂上本門圓宗元祖本化上行後身日蓮大菩薩御製作蒙古對治之旗曼荼羅也」²⁸⁾

とて、今日日蓮聖人真蹟としては伝えられていないが、通称「蒙古退治旗曼荼羅」と称されているものである。また、曼荼羅本尊の左下外側には、染筆した日付と自署として

「尔時安政五戊午曆六月本門八品門流持経者長松堂大路清風謹奉寫書並繪（花押）」

と記しているように、本尊の四隅と外縁とに画かれている極彩色の四天王の絵像と雲龍は、絵師としても知られる日蓮の筆によって描かれたものである。

また、中央には朱色に塗られた円形の中に、首題を中心に十界の聖衆が図顕されている。その聖衆を列示するところのようにある。

仏界―釈迦牟尼仏・多宝如来

菩薩界―上行菩薩・無辺行菩薩・淨行菩薩・安立行菩薩の本化の菩薩。

普賢菩薩・文殊師利菩薩・薬王菩薩・弥勒菩薩の迹化の菩薩。

二乗―舍利弗尊者・迦葉尊者

天界―不動明王（梵字）・愛染明王（梵字）。大梵天王・釈提桓因王・第六天魔王。大日天王・大月天王・大明

星天王。大持国天王・大増長天王・大広目天王・大毘沙門天王。

人間界―軫輪聖王・阿闍世王

修羅界―阿修羅王

畜生界―大龍王

餓鬼界―鬼子母神・十羅刹女

地獄界―提婆達多

国神―天照太神・八幡大菩薩

人師―天台大師・伝教大師

さらに要文として、中尊の左右には法華經の經文が記されている。すなわち、授学無学人記品の「所願具足心大歡喜」の文、安樂行品の「遊行無畏如獅子王」の文、藥王菩薩本事品の「火不能燒水不能漂」の文である。また、「本門八品上行所傳本因下種名字信行」の本門八品教學の儀相に基づく本尊としての要文が知られる。

さらにまた、首題の下に「日蓮（花押）」を認める箇所において、写真においても明らかなように、日扇は日蓮聖人の自署と在判を模写していることが確認できる。

このようにみてみると、この形態の本尊は日扇の曼荼羅本尊の数からみると非常に少ないことが確認できる。

(口) A-2

ついでA-2の形態は、首題は光明点の筆法であるが、諸尊の座配がA-1形態のように四聖のうち、迹化の菩薩、二乗を欠いたもの、さらに六道のうち人間界・修羅界・畜生界・地獄界を省略しているものである。この形態の曼荼羅本尊を染筆している期間は、安政四年一月一日から明治七年二月の一七年間であり、その数は五二点確認できる。その比率は、全体の五・九%、A形態の六五%となることがわかる。この形態の一例として、上限にあたる番号一七の本尊を確認してみよう【写真二】²⁹⁾。

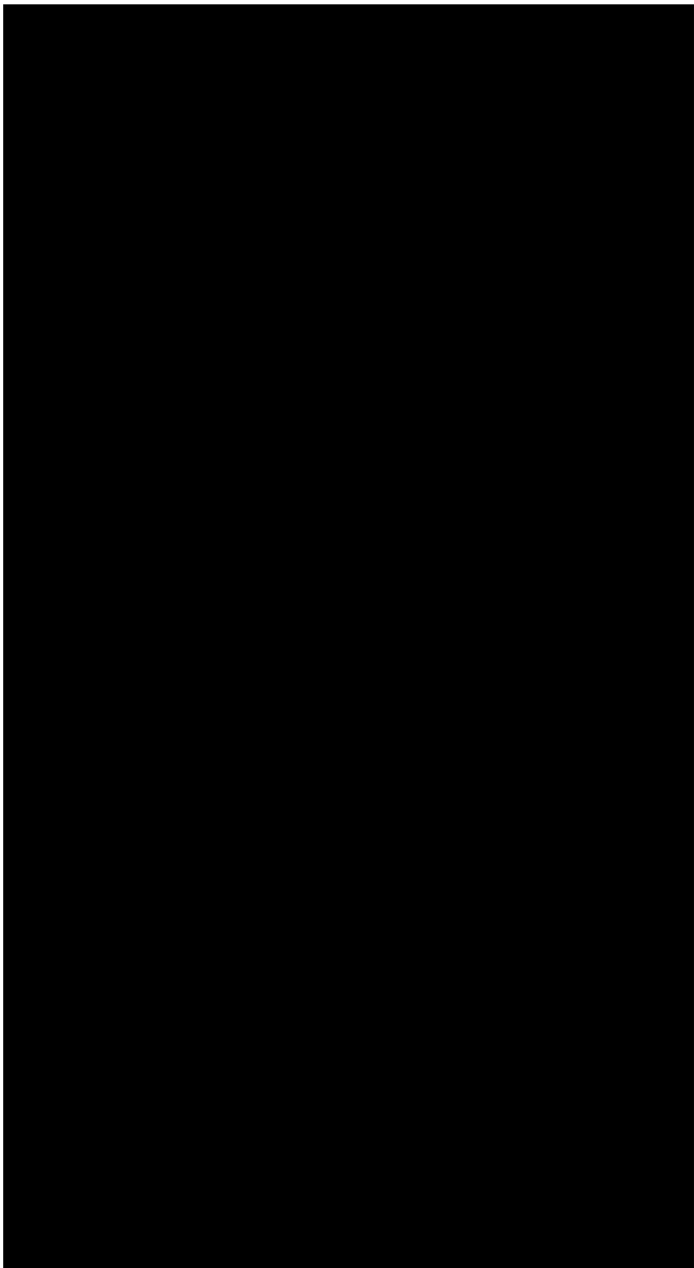
紙幅の左外側には「安政四年大才丁巳霜月一日」と系年を記したこの本尊は、縦四五・五cm横二四・〇cmの大きさである。自署は左下に位置する増長天を挟んで右には「本門八品門流持經者」左には「謹奉寫長松堂清風（花押）」と自署がみられる。また、日蓮聖人の自署と在判は、A-1形態と同じように日扇によって模写されていることが確認できる。さらに、自署の右側下に要文として法華經法師品の「集之令聽法」、曼荼羅本尊図頭の讚文として「佛滅度後二千二百三十余年之間一濶浮提之内未曾有大漫荼羅也」と記していることが確認できる。

ところで讚文について、この本尊の右外側には、つぎのような表記が確認できる。

「弘安三年太才庚辰九月一日」

すなわち、日扇は弘安三（一二八〇）年九月一日と記された日蓮聖人の曼荼羅本尊を模写していることが知られる。けれども、今日真蹟とされる日蓮聖人の曼荼羅本尊とされているものには、この日付のものは確認できない³⁰⁾。この

【写真二】安政四（一八五七）年一月一日（圓妙寺藏）



点については今後の課題としておきたい。

(ハ) A—3

つづいて、A—3の形態は、諸尊の座配は、A—1・2と同じものであるが、首題の書体が光明点以外の筆法で書かれているもの、あるいは首題は光明点の筆法であるが、諸尊の座配がA—1・2とは異なるものである。その数は前者は一点、後者は一点の計一二点確認でき、その比率はA—1形態と同じ全体の1・3%、A形態の1・5%となることがわかる。この形態の上限は、安政四年一月二日であり、下限は明治二一（一八八八）年六月であって、染筆期間が長いことが確認できる。

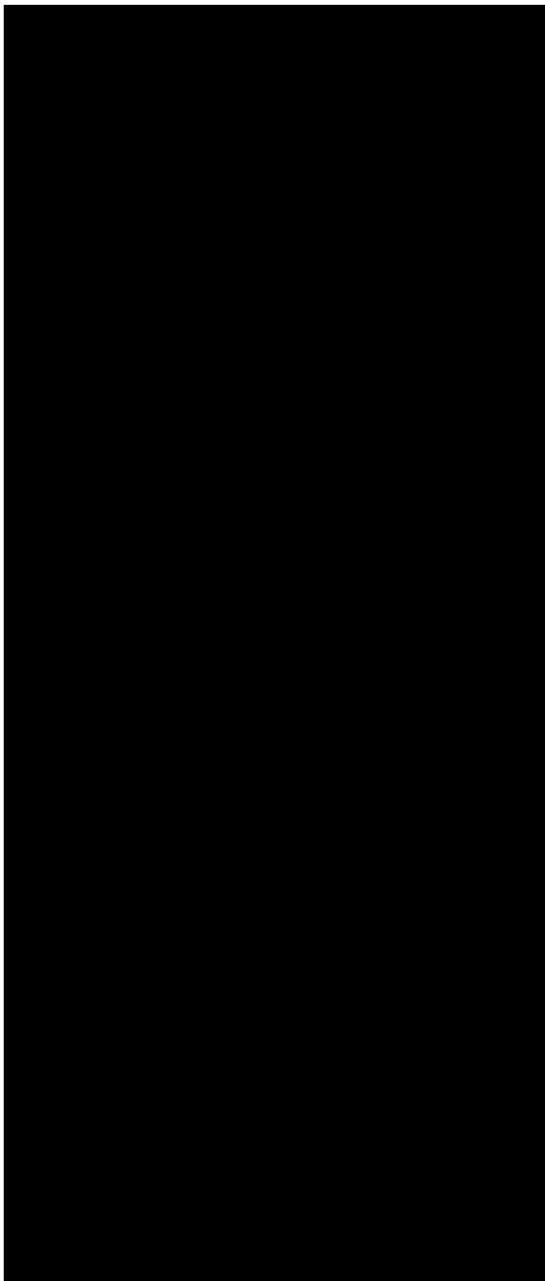
ところで、この形態の一例として、慶応二（一八六六）年二月二四日、門人小嶋萬吉郎に授与している番号六一本尊を確認してみたい【写真三】³¹。

この曼荼羅本尊は、法量が縦三五・五cm、横一一・〇cmの大きさである。左上外側には、「慶應二年丙寅二月廿四日」と、「授与之門人小嶋萬吉郎」との染筆年月日と授与者名が記されている。また左側に記されている愛染明王の梵字の右側に、要文として法華経藥王菩薩本事品の「後五百歳廣宣流布」の文と、自署として「本門八品門流持經者長松堂清風謹奉寫」あり、花押は記されていないことが確認できる。そして、諸尊の座配、図顕讃文、弘安三年九月一日の日付の記載は、A—2形態と同様である。また、写真を確認して看取できるように、不動・愛染の梵字以外の中尊の首題をはじめ、そこに記されているものすべて、行書体の統一がなされていることがわかる。

(二) A—4

十界大曼荼羅の最後の形態となるA—4は、『佛立開導日扇聖人御本尊集』の「記録の部」に掲載されているものである。摘要の欄に「弘安三年式御本尊」と記載されていることから、おそらく「弘安三年九月一日」の可能性が高い。その数は四点であり、曼荼羅本尊中全体の〇・四%、A形態の5%にすぎないことが確認できる。

【写真三】慶応二（一八六六）年二月二四日（妙宝寺蔵）



(二) B 略十界曼荼羅

つきに、Bの略十界曼荼羅は、Aの十界大曼荼羅の形態と比較検討してみると、以下の五点において相違がみられる。

- 一、本化四菩薩の座配は確認できるが、その表記は「南無上行無辺行菩薩」あるいは「南無淨行安立行菩薩」となっていること。
- 二、四聖の中の迹化の菩薩界・声聞界・縁覚界の相貌はみられないこと。
- 三、六道のうち、阿修羅界・畜生界・地獄界の相貌はみられないこと。
- 四、持国天・増長天・広目天・毘沙門天等の四天王は「四大天王」と表記していること。
- 五、日天子・月天子・明星天子は「三光天子」表記していること。
- 六、国神たる天照大神・八幡大菩薩を欠いていること、などである。

以上の相違点をふまえ、本形態の諸尊の座配は、「釈迦牟尼仏、多宝如来」の仏界、「上行無辺行菩薩、淨行安立行菩薩」の菩薩界、「三光天子、四大天王、不動明王〈梵字〉、愛染明王〈梵字〉」の天上界、「鬼子母神、十羅刹女」の畜生界のみとなる。

ついで、この形態の染筆時期は、嘉永二（一八四九）年〜三（一八五〇）年・安政四年・慶応二年・同四年・明治二（一八七九）年までの三〇年間にわたることが確認できる。曼荼羅本尊の点数は、三二二点にのぼり、全体の三七・二％となることがわかる。

そこで、この形態をさらに細分化してみると四分類することができると考えられる。以下確認してみたい。

(イ) B-1

まずこの形態においては、首題の筆法は光明点であること。諸尊の座配は、前述のとおりである。この形態の染筆期間は、慶応二年二月一六日から明治一一（一八七八）年八月までの一二年にわたる。その点数は、二七六点となり、

日扇の曼荼羅本尊の形態中で一番多く、全体の三一%、B形態の八六%になる。この形態の一例として、明治三（一八七〇）年一二月に染筆している番号一六五を確認してみよう【写真四】³²。

この写真に掲載されている曼荼羅本尊の法量は、縦五四・〇cm、横二七・〇cmの大きさである。紙幅の右下外側に系年として「明治三年庚午十二月」と、授与者名として「護持者」、不動明王の梵字を挟んで「大津や源女」と記され、女性信徒に対しての授与が知られる。また、授与者名の左側には、曼荼羅図頭の讃文として「正像未弘大曼陀羅也」と表記し、左下外側には自署として「華洛本門佛立講開發教導長松堂清風謹奉寫（花押）」とみれる。さらに、この形態の特長として法華経の要文が知られる。すなわち、如来神力品の一節である

（右）「尔時佛告上行等菩薩大眾」

（左）「汝等應當一心受持如說修行」

の文が、本化四菩薩の外側に書き入られており、また首題の上には左右横書きにて

（右）「如是本尊」

（左）「但限八品」

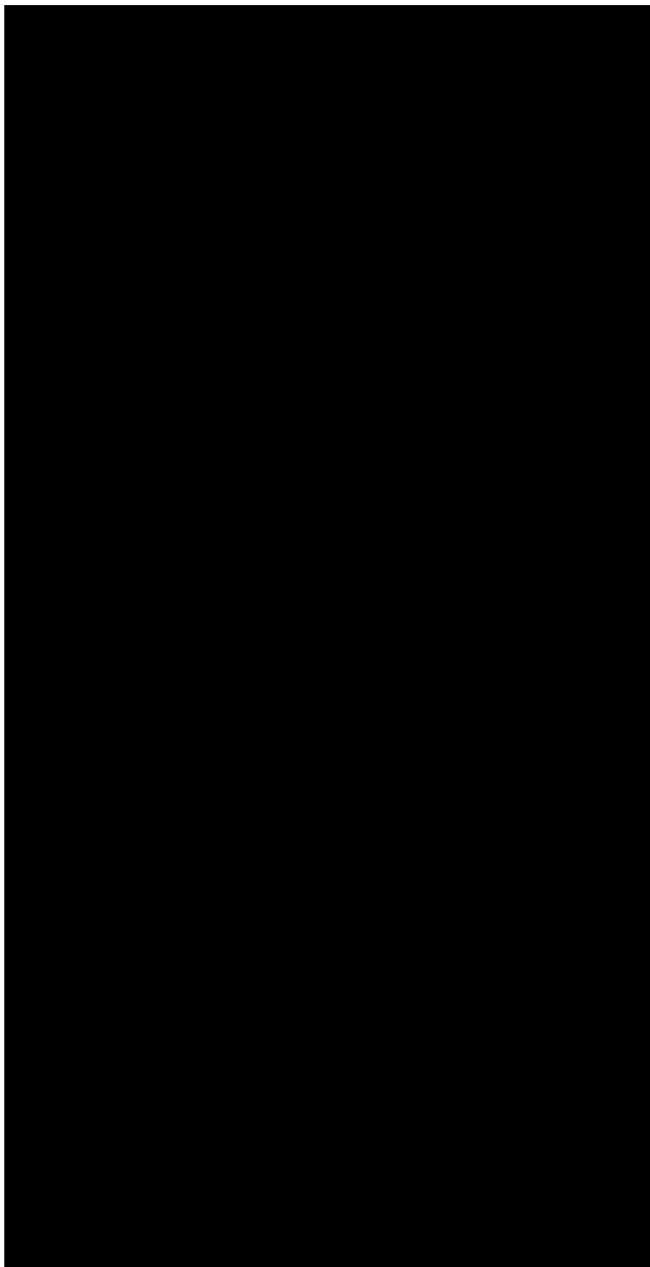
とて、日蓮聖人の『観心本尊抄』の文が引用していることも、この形態の特長といえよう。

（□）B—2

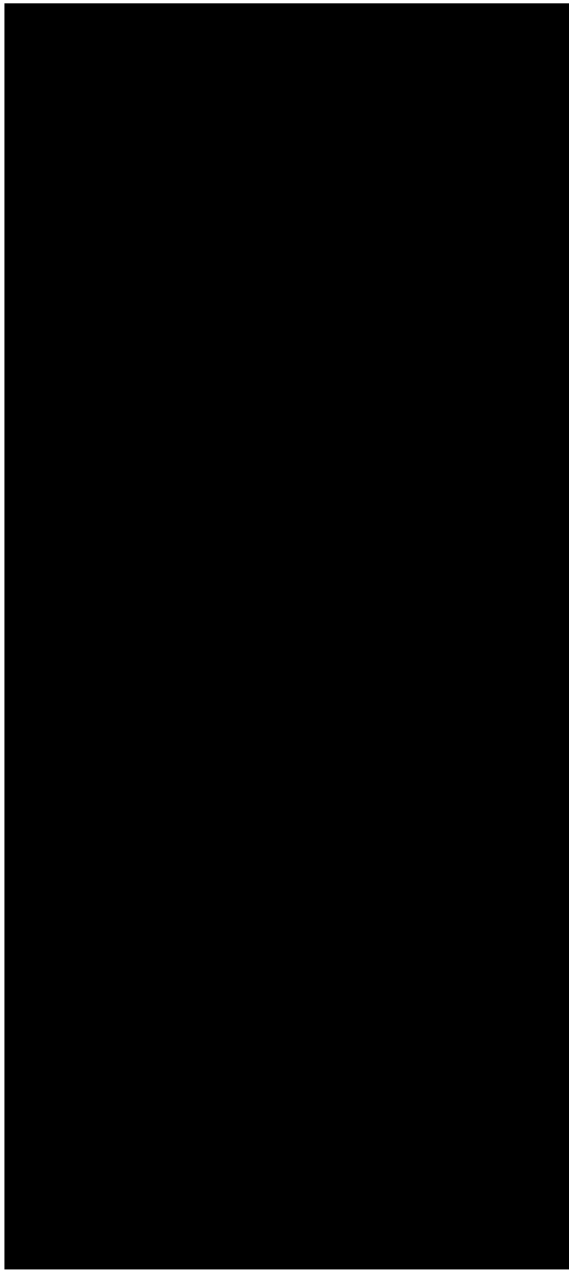
ついで、B—2の形態においては、首題の書体が光明点であること。諸尊の座配は、B—1を基本としながらも若干異なる曼荼羅本尊が該当している。この形態の曼荼羅本尊の染筆期間は、嘉永二年二月二三日から慶応四年五月までの一九年であって、初期の頃に染筆している形態であることが確認できる。また、その点数は一二点であり、全体の一・三%、B形態の三・七%にすぎない。では、この形態の一例として、番号六の曼荼羅本尊を確認してみよう【写真五】³³。

この曼荼羅本尊の法量は縦一三六・〇cm、横五六・三cmであることが知られる。右外側には系年として「安政四年丁巳正月十二日 於八品堂浅七郎席開講」と表記され、左外側には自署として「華洛本門佛立講最初長松堂清風謹奉

【写真四】明治三（一八七〇）年二月（乘泉寺蔵）



【写真五】安政四（一八五七）年一月二日（本山有清寺蔵）



寫(花押)」と記されていることから、安政四年一月一二日の「華洛本門佛立講」開講日に染筆したことが確認できる。また諸尊の座配の相違としては、中尊の題目をはさんで(右)「南無日蓮大士」、(左)「南無日隆聖人」と座配されていることである。さらに要文に注目してみると、法華經授学無学人記品の「所願具足心大歡喜」の文、如来神力品の「如風於空中一切無障礙」・「是人於佛道決定無有疑」の文、陀羅尼品の「令百由旬無諸衰患」・「受持法華名者福不可量」文が表記され、また願文として「弘通廣宣當講永續」とて、華洛本門佛立講が流布し、さらには永代にわたってこの講中が続くようにと願いが込められている本尊であることが看取できる。

(八) B-3

つづいて、B-3の形態は、諸尊の座配、あるいは讚文の表記はB-1と同類であるが、首題の筆法が光明点ではない書体を収録したものである。その染筆時期をたずねてみると、慶応二年二月から明治一二年までの一三年にわたる。その数は一六点確認でき全体の一・八%、B形態においては五%である。一例として本尊番号四三九を確認してみよう【写真六】。

この曼荼羅本尊の法量は縦一〇八・〇cm、横四八・〇cmの大きさが知られる。写真を披見して明らかのように、首題の書体は光明点ではなく行書体であることがわかる。また右外側には系年として「明治十一年戊寅六月上浣」、その下には授与者名として「護持堅信組松本伊之助」と明記されている。また左外側には自署として「華洛本門佛立講開導長松清風謹奉寫之(花押)」が確認できる。さらに、曼荼羅図頭の讚文として右側下に「佛滅度後二千二百三十餘年之間一潤浮提之内未曾有大曼陀羅也」が、要文として左側下に「所願具足心大歡喜」と授学無学人記品の文が見られる。そして首題の下には、日蓮聖人の自署と在判の模写が記されている。

(二) B-4

略十界曼荼羅の最後の分類となる本形態は、『佛立開導日扇聖人御本尊集』の「記録の部」に掲載されているものである。摘要には「如是本尊但限八品・二尊四菩薩勸請 略十界」と記載されている。このことから、略十界曼荼羅の形態のいずれかに属する可能性が高いと考えられる。またその点数は一四点確認でき、曼荼羅本尊全体の一・六%、

【写真六】明治二一（一八七八）年六月上浣（乘泉寺蔵）



B形態の四・三％である。

(三) 一遍首題本尊

つづいて、Cの一遍首題本尊は、前述のとおり、首題の「南無妙法蓮華經」を中心にその左右には要文のみ、あるいは諸尊の座配も、十界のうち天上界の不動明王と愛染明王のみが座配しているものである。その染筆の時期は、嘉永七（一八五四）年、安政四年、同六年、慶応二年（一八六七）年、明治元（一八六八）年（同五（一八七二）年、同八（一八七五）年）同二三年となり、日扇の教化活動全期間にわたって染筆していることが知られる。その数は四一七点にのぼり、他の形態と比べて一番収録数が多く、全体の四七％を占めている。

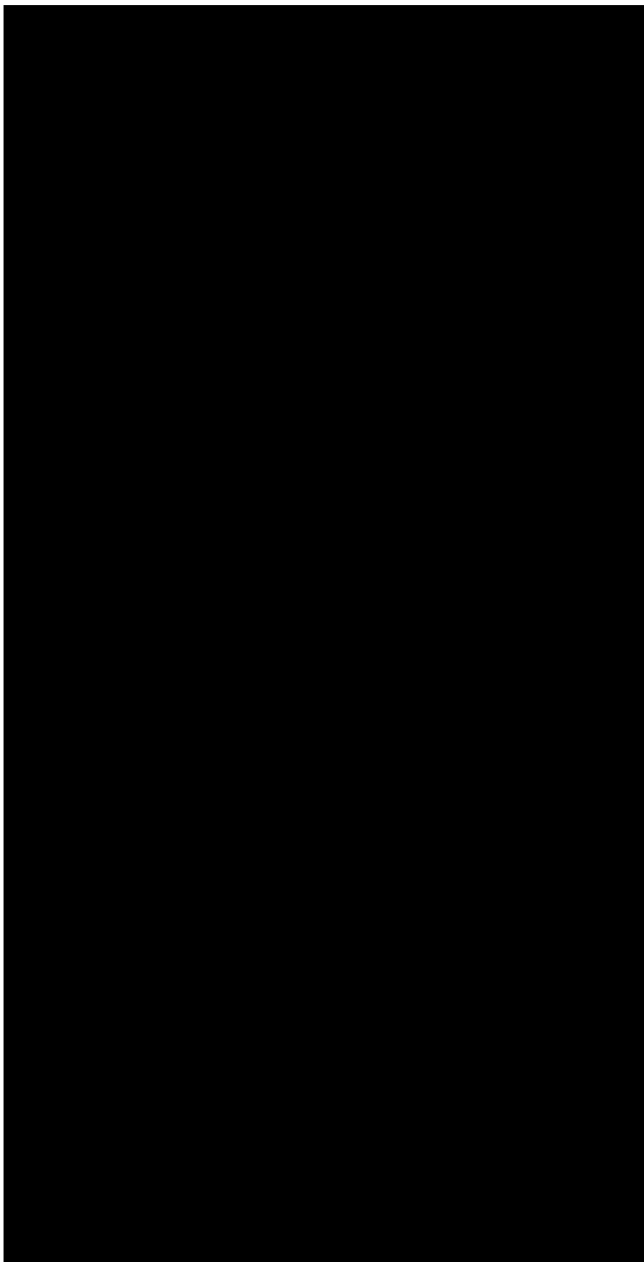
この形態の曼荼羅本尊は、五種類に分類できる。まず、首題の筆法が光明点の書体であるか、あるいは楷書体、行書体、草書体であるかに分類すると、それぞれの書体には、諸尊の座配として不動明王、愛染明王の梵字と要文が表記されているものと、不動愛染の相貌はなく要文のみのもものと、不動愛染の相貌も要文をないものと分類することが出来る。以下確認してみたい。

(イ) C—1

まず、C—1の形態は、首題は光明点の筆法によって染筆され、不動・愛染両明王の梵字と要文とが記されているものが該当している。その染筆期間は、慶応二年二月二五日の本尊にみられ、明治一九年一月までのものが二二点確認でき全体の二・五％、C形態の五・三％である。一例として、慶応三年（推定）に、信徒の木下要助に授与した本尊番号八七【写真七】⁵⁵を確認してみよう。

この本尊は、法量が縦一二・〇cm、横六・〇cmと小型のものであることが知られる。また、系年について確認してみると、写真を披見する限りその表記がなされていないので明らかではないが、『佛立開導日扇聖人御本尊集』においては、慶応三年と推定している。中尊の両側には、要文として（右）「本門八品所願上行所傳」、（左）「本因下種名字信行」と本門八品教学に基づく儀相が記されている。さらにその右側の不動明王の梵字の外側には「所願具足心大

【写真七】慶応三（一八六七）年推定（妙泉寺小野山日鷲氏蔵）



「歡喜」として法華經授學無學人記品の文、「護持木下要助」と授与者名が記され、左側の愛染明王の梵字の外側には「謗罪消滅信心堅固」の願文と「長松堂清風拜寫（花押）」の自署がみられる。

(口) C-2

つぎに、このC-2の形態は、首題が光明点の筆法によって染筆され、不動・愛染両明王の梵字はなく、要文のみを表記したものが該当している。その染筆期間は、開講の年安政四年一月のものから明治一七年一月までの二五点確認でき、その比率は全体の二・八%、C形態の五・九%である。この形態の一例として、福島県郡山市遠泉寺に所蔵する曼荼羅本尊を確認してみたい。この本尊の法量は、縦二〇五・〇cm、横八一・〇cmで、八九二点の日扇の曼荼羅本尊のうち最長のものとして知られる。この曼荼羅本尊を図にしてみると、つぎのようである。

「本門八品所顯上行所傳本因下種名字信行

南 無 妙 法 蓮 華 經

安政四龍集丁巳初春如意珠日 奉拜寫 清風（花押）³⁶」

首題は光明点の筆法によって染筆され、左右の系年と自署、本門八品教学に基づく要文は楷書体で書かれている。

(ハ) C-3

C-1とC-2形態においては、首題が光明点の筆法によって染筆されていることを確認してきた。このC-3形態では、中尊の首題が光明点ではない筆法、すなわち楷書体、あるいは行書体、草書体の筆法によって染筆され、不動・愛染の両明王の梵字と要文と記しているものである。その染筆期間の上限は、明治一一年六月であり、下限は明治二二年一月である。この形態に該当する本尊は一六〇点である。また、その比率は曼荼羅本尊全体の一八%、C形態においては三八・三%であって、光明点の書体よりはるかに多いことが確認できる。

では、この形態の曼荼羅本尊の一例として、番号六〇一を確認してみたい【写真八】³⁷。この本尊の法量は、縦六八・〇cm、横三一・〇cmである。中尊の両側には要文として（右）「三箇之中一大秘法」（左）「本門八品上行所傳」と本門八品教学に基づく儀相が見られ、その下には（右）「日蓮」（左）「（花押）」と日蓮聖人の自署と在判が模写されて

【写真八】明治一三（一八八〇）年（乘泉寺蔵）



いる。さらに、右外側には系年として「明治庚辰」と、授与者名「護持 神戸佛立講山崎源之助」が、左外側には自署として「花洛佛立講開導長松清風拜写（花押）」と記されている。

(二) C—4

つづいて、本形態は、首題の筆法は光明点以外の書体によって染筆され、しかも不動・愛染の両明王の梵字の相貌はなく要文のみを記しているものが該当している。この形態の染筆期間は、嘉永七年九月一三日から明治二三年六月までに至り、日扇の教化活動の全期間にわたることが知られ、その数は一七三点である。また、その比率は曼荼羅本尊全体の一九・三%、C形態においては四二%であって、C—3形態と同じく光明点の書体よりはるかに多いことが確認できる。では、この形態の一例として本形態の下限となる番号八五二番の本尊を確認してみよう【写真九】³⁸⁾。

この本尊の写真を披見して明らかのように、直径九二・〇cmの円形型に染筆されている曼荼羅本尊は、「お筆止めの御本尊」と通称されていることから、日扇絶筆の本尊として知られる。すなわち、日扇が遷化する約一ヶ月前にあたる明治二三年六月三日、神戸教実組の新道場が建立され、そこに奉安する曼荼羅本尊として知られる。

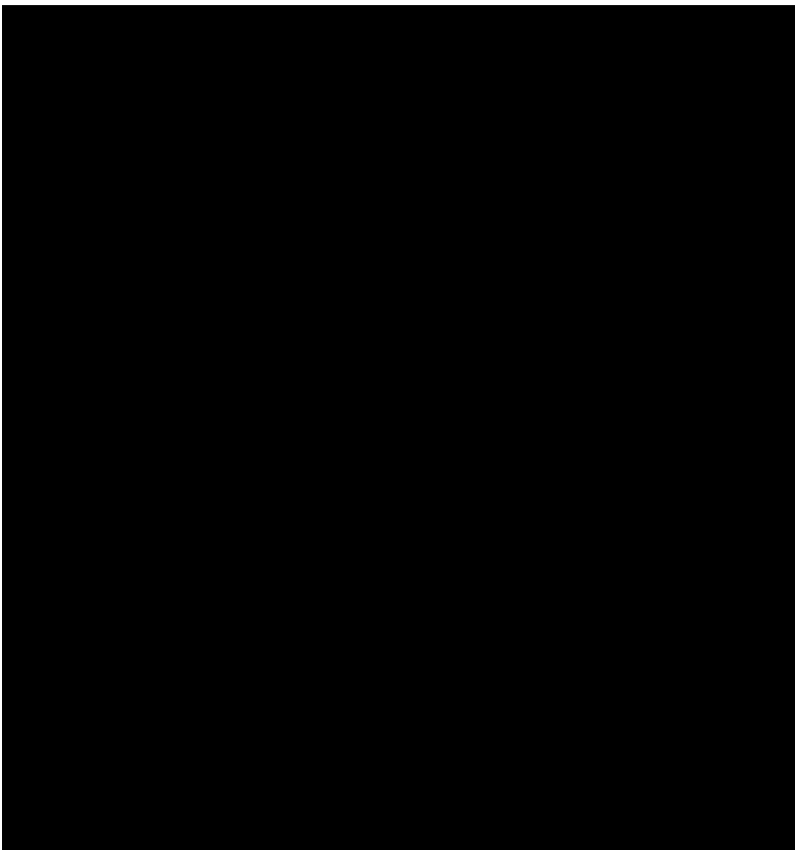
この本尊を確認してみると、中央の首題には草書体による「南無妙法蓮花経」と大書し、「華」の字を「花」と表記していることが確認できる。そして首題の両側には要文で（右）「三箇之中一大秘法」、（左）「本門肝心上行所傳」と表記し、さらにその外側の右には系年として「明治廿三年六月上浣」と、授与者名として「護持教実組講長滑川勘三郎」と明記されている。また左側には自署として「佛立開導・長松清風（花押）」と記載が確認できる。

(ホ) C—5

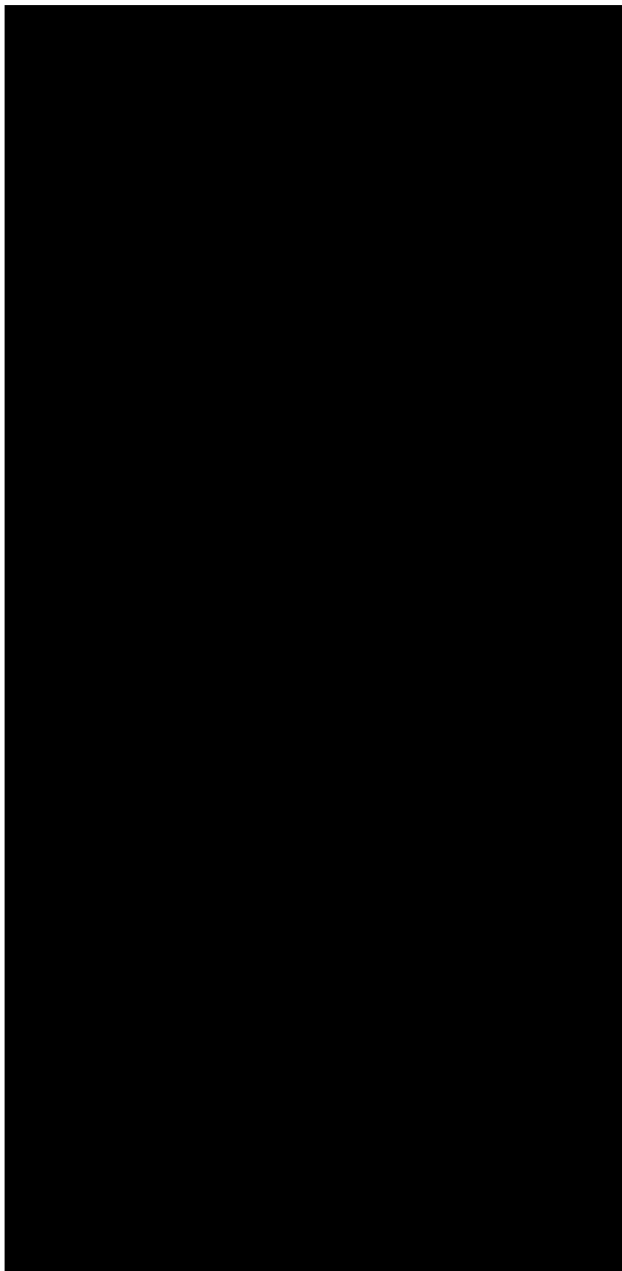
つづいて、この形態は、諸尊の相貌もなく、要文の表記もみられない、ただ中尊の首題のみで自署と日付と授与者名が記されているものである。この形態の上限は、明治元年一〇月、南組佛立講講元の中井徳兵衛に授与されたもの、下限は、明治二三年五月、日扇が遷化する二ヶ月前の本尊で、一〇点確認できその比率は全体の一・一%、C形態においては一・四%となる。

この形態の一例として番号八二五本尊【写真一〇】³⁹⁾を確認してみると、中尊には草書体による「南無妙法蓮花経」

【写真九】明治三三（一八九〇）年六月上浣（佛立寺蔵）



【写真一〇】明治三三（一八九〇）年二月下浣（清風寺蔵）



と大書していて、とくに蓮華の「華」の文字を「花」と書いていることが確認できる。右側には「護持 大坂大歡組々長 寺川文助」と授与者名が記され、左には「佛立開導長松清風 謹寫」自署が表記されていることが看取できる。

(ハ) C-6

一遍首題本尊の最後にあたる本形態は、『佛立開導日扇聖人御本尊集』の「記録の部」に収録されているものである。摘要の欄には「三箇之中一大秘法本門八品上行所傳」のものが一四点、「三箇之中一大秘法本門肝心上行所傳」のものが一二点記載されている。その数は二六点確認できる。この摘要から推察できることは、一遍首題本尊の可能性が高いと考えられる。なお、中尊の題目の書体は明らかではないので、この点については今後の課題としたい。

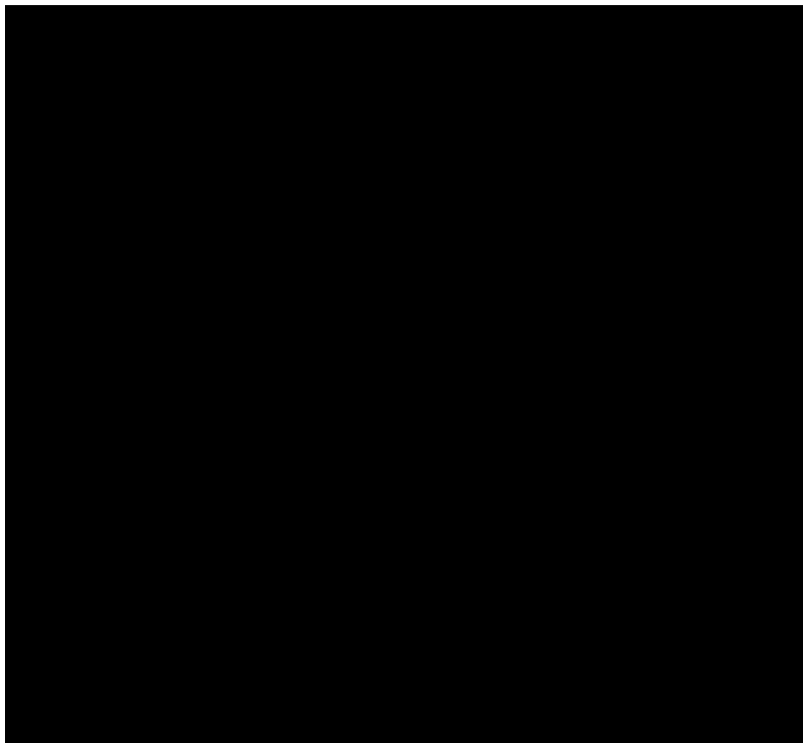
(四) その他

さて、最後にその他の形態についてである。本形態は、A「十界大曼荼羅」B「略十界大曼荼羅」C「一遍首題本尊」の形態に当たらないもの、あるいは他筆による曼荼羅本尊に日扇が加筆した本尊など五点が該当している。この形態の種類は一種類のみである。この形態の一例として番号五九番の本尊を確認してみよう【写真二】⁴⁰。この本尊は、慶応元（一八六五）年一月八日に染筆されたもので、現在その所在は知られない。が、昭和初期に撮影されたと推察される銀版写真は、今日大阪府守口市の義天寺に所蔵され、その写真から当該本尊の全貌が知られる。法量は不明である。その写真によれば、右側面に「本門法華經行者己心十界勸請大曼荼羅之図」とて、その名称が確認できる。そして左側面には「慶應元己丑十二月初八」とて、系年の記載と「尼崎門流持經者清風謹寫（花押）」と日扇の自署が確認できる。

六、おわりに

以上、長松日扇における教化活動の一研究と題し、日扇と「華洛本門佛立講」の信徒との宗教的結縁である曼荼羅本尊の授与に注目する課題のもと、『御本尊鑑』と『佛立開導日扇聖人御本尊集』に収録されている八八一点と、さ

【写真二一】慶応元（一八六五）年二月（義天寺蔵）



らに新加の一点の計八九二点の曼荼羅本尊を整理検討することを目的として少しく検討してきた。そこで、あらためて確認できたのは、以下の三点である。

第一には、日扇の曼荼羅本尊の形態を時代的推移の中で十界大曼荼羅から略十界曼荼羅となり、さらには一遍首題本尊へと変遷が見られる一方において、他の形態の本尊も染筆していることが確認できること。

第二には、曼荼羅本尊の形態は、大きく分類すると五系列となり、さらに一三類に細分することができること。

第三には、日扇の曼荼羅の特長の一つとして、首題の筆法には「光明点」のみならず、楷書体、行書体、草書体の筆法も用いていることなどである。

今回の考察においては、形態の整理に留まっているが、日扇は授与者に対して、絶対的救済の世界である曼荼羅本尊をみずから染筆することによって、宗教的救済を曼荼羅本尊に託していることが看取できるのである。

なお、諸尊についての検討をはじめ、凶顕讃文、要文、自署、系年、授与者等の課題も検討しなければならないが、これらのことについては、今後の課題としたい。

註

(1) この点については、拙稿「長松日扇伝の一考察―華洛本門佛立講の成立をめぐる―」(『日蓮教学研究所紀要』第三十三号所収)を参照されたい。

(2) この点については、拙稿「長松日扇教学の一考察―皆久論争をめぐる―」(『日蓮教学研究所紀要』第三十四号所収)を参照されたい。

(3) たとえば『祖書緊要迪』において「宗祖大士ハ如來ノ御使也門祖聖人ハ蓮師大士ノ御再誕也。清風ハ如説修行抄ニ仕ヘテ如説修行抄ノ御使也 本門ノ肝心上行所傳ノ御題目口唱宗也ト云事ヲ若シ清風ガ當今明治年間ニ弘メ奉ラスハイツクノ誰人ノ弘メ下ハンヤ 能々是ヲ勸フベシ」(サレバ清風一人如説修行抄ノ御家來也御使也眞実^{マコト}ノ題目ノ五字斗ヲ弘ムル題目ノ行者也 清風ノ外ニ今日本國中ニ題目斗ノ行者アル事ナシ本門佛立講ノ弟子信者ヲ除クノ外一致勝劣ノ諸山諸末寺ノ僧俗皆宗祖ノ御教ヘニ随ハザル大々謗法ノモノ也」(『日扇聖人全集』(昭和三二)平成一六年、平成二二)三三年・日扇聖人全集刊行会、御真書等

保存委員会。以下『扇全』と略称する。第九卷三二〇頁、あるいは『信解雲泥 上』において「サレバ当時ハ本門佛立宗再興ノ日隆聖人ノ御弟子清風ノ一類ヨリ外ニ真実の日蓮宗ト名乗レルモノ御経御抄ノ鏡ニカケテ一人モナシ」(『扇全』第十卷三九七頁)などの文章がみられる。

(4) 日扇の四六年にわたる教化活動において、僧侶としての社会的身分のもとに活動を行っていた時期がある。すなわち、日扇は三二歳の嘉永元(一八四八)年から三六歳の嘉永五(一八五二)年頃までの約四年間は、心光院日耀の弟子として活動していた時期と、日扇五二歳の明治元(一八六八)年八月に、京都本能寺貫首(両山八九世)正行院日熹を師僧として再出家し、明治二三年までの二三年間の計二七年間は、八品門流の僧侶としての身分を有していたのである。けれども、日扇の僧侶としての身分は「沙弥」であることから、寺院住職としての資格、あるいは本尊染筆の允許は有しなかったと考えられる。

(5) 『扇全』第五卷一八九頁参照。

(6) 『扇全』第七卷一六三頁

(7) 『扇全』第十五卷一四三頁

(8) 『扇全』第一卷三三八頁参照。

(9) この点については拙稿「長松日扇における教化活動の一考察―島田清二との交流を中心として―」(『冠賢一先生古稀記念論文集』『日蓮教学教団史論集』(平成二年・山喜房佛書林)所収)を参照されたい。

(10) 藤井学・波多野郁夫編『本能寺史料 本山篇』下(平成二年・思文閣出版)三三四頁

(11) 村上重良著『仏立開導長松日扇』(昭和五年・講談社)一五一―二頁、小野山日住編『日扇聖人年譜』(『佛立事典』第二卷(平成一六年・佛立事典刊行会)所収)九一〇―一頁参照。

(12) 『本能寺史料 本山篇』下・三三五頁

(13) 『佛立開導日扇聖人御本尊集』の編著者である御牧日勤氏は、日扇の曼荼羅本尊を写真撮影して保存する経緯について以下のように述べられている。「昭和六(一九三二)年に迎える日蓮聖人第六五〇遠忌慶讃に向けて、佛立講でも慶讃事業が行われていたという。佛立講でも、宥清寺本堂の地鎮式や、清風の銅像の造立はじめ、全国では佛立講の寺院が建立され、教会が設立されたりと、盛んな時期であった。その際本堂に安置する本尊を迎える際、佛立講門下(清風門下)の心情としては、日扇の染筆した本尊を安置したいという要望があった。そこで清風真筆の本尊を所持している京都の信者から譲り受けることで、京都から地方に本尊散逸の流れが出てきました。そこで散逸する前に、写真撮影を行って保存することになり、昭和四(一

九二九) 年頃から作業が始まった。しかし残念ながら、当時の写真技術が低いために、仕上げの写真が上手く出来ず、また本尊の収集も思わしくなく、また日蓮聖人遠忌慶讃事業の準備もあって、作業が中断した。」(同上書・五七頁)と記されている。

(14) 『御本尊鑑』二二頁。ところで、亀井日如氏の指摘する「アルバム形式の御本尊集」の存在について、前掲の御牧日勤氏の経緯からは知られない。またその存在も未確認であるため、今後の課題としたい。

(15) 『日扇聖人全集』の例言には、「一、著作、二、編者、三、法門抄、四、日記、五、消息、六、規約定書、七、弘通教学上の書片、八、抄録、九、共編、十、先師諸書研鑽、十一、御書入類、十二、御本尊類、十三、詩歌類、十四、絵画、十五、絵さとし、十六、色紙、短冊、額、及び新規発見補遺を各々所定の巻に編集する」とあって、『佛立開導日扇聖人御本尊集』は別冊として刊行されたが、『日扇聖人全集』に準じた書籍であるといえる。

(16) 『佛立開導日扇聖人御本尊集』四三七頁

(17) 右同書・二二三頁参照。

(18) 右同書・四二二頁参照。

(19) 右同書・四一五頁参照。

(20) 右同書・四二二三頁参照。

(21) たとえば、日蓮聖人の曼荼羅本尊の分類について山中喜八氏によれば、日蓮聖人の曼荼羅本尊の分類は、夙に行学院日朝の「再治・未再治」、中山門流の正行日源による「随自意・随他意」、近年においては、塩田義遜氏による「鍊磨期・整備期」と「大別三期小分五期」の分類、山川智広氏による「教門・観門」、「広・略・要・要要」等の諸説があるとの指摘がなされている(山中喜八著『日蓮聖人真蹟の世界』(平成四年・雄山閣出版)六頁)。すなわち、日蓮聖人が曼荼羅本尊中に記された慶讃文の表記に注目し「仏滅後二千二百二十余年」は未再治、随他意と称し、「三十余年」と表記されているものを再治、随自意とする分類。あるいは、曼荼羅本尊に図顕されている諸尊等に注目し、十界に座配される諸尊等すべてに「南無」を冠している総婦命と、四聖と三国の四依のみ「南無」を冠する四聖婦命とを分類して、前者を鍊磨期、後者を整備期としている分類(塩田義遜稿「大曼荼羅儀相の研究」(『棲神』第二二号【昭和十二年・祖山学院同窓会文学部】五一頁)。またあるいは、題目を中心として十界が具足されているものを広式、十界に存略があるものを略式、釈迦仏と多宝仏と本化の四菩薩が脇士が図顕されているものは要式、一遍首題のみは要要式という分類方法(山川智應著『本門本尊論』二〇六頁)などが知られる。

- (22) 『扇全』第七卷二三八頁
- (23) 泉日恒稿「当宗の本尊について―殊に三箇之中一大秘法の意義―」(『仏立教務会報七十八号〈昭和四二年・教学興隆会〉、『泉日恒先生著作集第二卷〈平成一四年・泉日恒先生著作集刊行会〉所収)
- (24) 局照忍稿「高祖と開導の本尊観―上行自覚と実証の角度から本門の本尊を考察する―」(『佛立研究学報』第十号〈平成一三年・佛立研究所〉所収)
- (25) 中尾堯著『日蓮聖人の法華曼荼羅』(平成一六年・臨川書店 一一頁参照)
- (26) 曼荼羅本尊の番号は、私に付したものである。その順番は、『佛立開導日扇聖人御本尊集』に掲載されている系年にしたがって付した。なお、新加の曼荼羅本尊については、「番号〇〇―一」等と付した。
- (27) 『佛立開導日扇聖人御本尊集』二九頁
- (28) この箇所の讃文について『佛立開導日扇聖人御本尊集』では「蒙古退治之」(二八頁)と記されているが、曼荼羅本尊を確認する限り「蒙古對治之」とあるので、そちらを用いておきたい。
- (29) 『佛立開導日扇聖人御本尊集』二四頁
- (30) 山中喜八編『御本尊集目録』(昭和二七年・立正安国会)、日蓮聖人真蹟集成法蔵館編集部編『日蓮聖人真蹟集成』第十卷(昭和五三年・法蔵館) 参照。
- (31) 『佛立開導日扇聖人御本尊集』三〇〇頁
- (32) 右同書・三〇七頁
- (33) 右同書・二五、二九一頁
- (34) 右同書・一四七、三五五頁
- (35) 右同書・三〇三頁
- (36) 右同書・三五、二九一頁
- (37) 右同書・一八一、三七八頁
- (38) 右同書・二七、四一三頁
- (39) 右同書・二七一、四〇九頁
- (40) 右同書・二九九頁

〈付記〉

本稿執筆にあたり、写真資料転載にあたっては、京都市上京区本門佛立宗務本庁出版局より御許可いただいた。また写真資料の所蔵者である、京都市上京区本門佛立宗本山宥清寺住職山内日開氏をはじめ、大阪市生野区圓妙寺住職御牧現要氏、大阪府守口市義天寺住職竹内現暢氏、東京都渋谷区乗泉寺住職川口日智氏、同寺執事長相馬隆宣氏、大阪市北区清風寺住職西村清良氏、神戸市兵庫区佛立寺住職加藤喜圓氏、香川県高松市妙泉寺住職小野山日鷲氏、兵庫県宝塚市妙宝寺住職野口清継氏（寺院名五十音順）からも使用の御許可を賜った。御芳情に対し深甚の謝意を表する次第である。